

地方独立行政法人知多半島総合医療機構
競争入札参加者心得書

令和7年4月1日施行
令和8年1月1日一部改正

(趣旨)

第1条 この心得は、工事又は製造の請負、設計、測量等の委託、物件の買入れその他の契約の締結について、地方独立行政法人知多半島総合医療機構（以下「法人」という。）が行う競争入札に参加する者（以下「入札者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

(指名の取消し等)

第2条 入札者は、次の各号のいずれかに該当する者となった場合は、直ちに届け出なければならない。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産者

2 入札者が前項各号のいずれかに該当する者となった場合は、特別の理由がある場合のほか、その者に対して行った指名、若しくは入札参加資格確認を取消し、又は入札に参加させない。

第3条 入札者が次の各号のいずれかに該当する者となった場合は、その者に対して行った指名、若しくは入札参加資格確認を取消し、又は入札に参加させないことがある。これに該当する者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用した場合も同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を締結すること、又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 地方独立行政法人知多半島総合医療機構契約規程第35条及び第36条第1項から第4項の規程による監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (6) 前各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 前項各号のいずれかに該当する者について、当該事実があった後3年間、その者を入札にさせないことがある。これに該当する者を

代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用した場合も同様とする。

第4条 入札者の経営、資産、信用状況の変動により、契約の履行がされないおそれがあると認められる事態が発生したとき、又は契約の相手方として不適当と認められる事態が発生したときは、その者に対して行った指名、若しくは入札資格確認を取消し、又は入札に参加させないことがある。

(入札保証金)

第5条 入札者は、その見積金額（単価による入札にあっては、見積金額に予定数量を乗じて得た額とする。）の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部の納付を要しない。

- (1) 入札者が保険会社との間に法人を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき
- (2) 指名競争入札にあっては指名競争入札通知書（以下「指名通知書」という。）、一般競争入札にあっては入札の公表において、入札保証金の全部又は一部の納付を要しないものとされたとき

(入札保証金の納付に代わる担保)

第6条 前条の規定による入札保証金の納付は、次の表に掲げる担保の提供をもってこれに代えることができる。この場合において、当該担保の価値は、担保の種類ごとにそれぞれ同表の右欄に定めるところによる。

担保の種類	担保の価値
国債及び地方債	額面金額
政府の保証のある債権	額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の10分の8に相当する金額
理事長が確実と認める社債	当該債権証書に記載された債権金額
銀行その他理事長が確実と認める金融機関（以下本条において「銀行等」という。）に対する定期預金債権	当該債権証書に記載された債権金額
銀行等が振り出し、又は支払保証をした小切手	券面金額
銀行等の保証	保証金額

（入札保証保険証券の提出）

第7条 入札者は、法人を被保険者とする入札保証保険契約を締結して入札保証金の全部又は一部を納付しないこととする場合においては、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出しなければならない。

（入札保証金等の納付方法）

第8条 入札保証金は、法人の発行する納付書により納付しなければならない。

- 2 入札保証金の納付があったときには、法人は納付証明書を当該納付者に交付する。
- 3 前2項の規定は、入札保証金の納付に代えて有価証券を担保として提供する場合について準用する。

（入札の基本的事項）

第9条 入札者は、法人から指示された設計書、図面及び仕様書（以下「設計図書」という。）その他契約締結に必要な条件を検討の上、入札しなければならない。

- 2 設計図書に誤記又は脱落があった場合において、当該誤記又は脱落が設計図書の相互の関係により明白であるときは、落札者は、その誤記又は脱落を理由として契約の締結を拒み、又は契約金額の増額を請求することができない。
- 3 第1項の入札は、総価により行わなければならない。ただし、指名通知書又は入札公告等において単価によるべきことを指示した場合においては、その指示するところによる。

（公正な入札の確保）

第10条 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

（入札）

第11条 入札者は、法人が様式を指定した場合は、当該様式による入札書を作成すること。入札書に必要な事項を記載し、記入押印の上、あらかじめ指名通知書又は入札の公表で示した日時及び場所において、法人の指示により提出しなければならない。

- 2 前項の入札は、代理人をして行わせることができる。この場合においては、当該代理人をして入札前に委任状を提出させなければならない。
- 3 郵便による入札は認めない。ただし、特に指示のあった場合は除く。

- 4 所定の日時に遅刻した者の入札参加は認めない。
- 5 入札に際して、災害その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は取りやめがある。
(入札の辞退)

第12条 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

- 2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
 - (1) 入札執行前にあっては、法人が指定する入札辞退届を直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。
 - (2) 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、法人に直接提出するものとする。
- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(入札の不参加)

第13条 入札参加資格確認通知書等により入札に参加することを認められた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札に参加しないことができる。

(入札書の書換え等の禁止)

第14条 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の中止等)

第15条 開札前において、天災、地変その他やむを得ない理由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は中止することができる。

- 2 指名競争入札の場合において、辞退等により入札者が1者となつたときは、入札の執行を中止する。ただし、入札者がその事実を察知できない入札方式の場合は除く。
- 3 入札者が談合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは中止する場合がある。また、この場合において入札執行後であっても、入札を無効にすることがある。

(開札)

第16条 開札は、入札の場所において、入札の終了後直ちに入札者を立ち会わせて行う。

- 2 前項の場合において、入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない法人職員を立ち会わせて行う。

(入札の無効)

第17条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加の資格を有しない者のした入札
- (2) 所定の日時までに所定の入札保証金を納付又は入札保証金の納付に代わる担保を提供しない者のした入札
- (3) 所定の日時までに所定の場所に到達しない入札
- (4) 入札に際して談合等による不正行為があつた入札
- (5) 同一事項の入札に対し2以上の意思表示をした入札
- (6) 他人の代理を兼ね又は2以上の代理をした者の入札
- (7) 委任状を持参しない代理人のした入札（入札者の記名及び押印のある入札書を提出する使者は除く）
- (8) 入札者の記名及び押印のない入札（電子入札を除く）
- (9) 入札書の記載事項が確認できない入札
- (10) 入札書の金額を訂正した場合で、訂正印の押印のない入札又は入札書の金額を改ざんした入札
- (11) 予定価格を事前公表した場合にあっては、予定価格の制限の範囲を超える入札又は工事費内訳書等の提出を指示された場合における工事費内訳書等の提出のない入札若しくは工事費内訳書等の合計金額と入札書の金額が異なる入札をした者の入札
- (12) その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反した入札（落札者）

第18条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて入札をした者を落札者とする。

2 前項の規定にかかわらず、工事又は製造その他の請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、特に必要があると認めてあらかじめ最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて入札をした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもつて入札をした者のうち、最低の価格をもつて入札した者を落札者とする。

（再度入札）

第19条 開札をした場合において、落札者とすべき入札がないときは、直ちに又は日時を定めて、再度の入札を行うことができる。ただし、入札回数は3回以内とする。

2 次の各号のいずれかに該当する入札をした者は、再度入札に参加することはできない。

- (1) 第14条に該当する入札
- (2) 前条第2項の規定による最低制限価格を下回った入札（再度入札の入札保証金）

第20条 前条の規定により再度入札をする場合においては、初回の入札に対する入札保証金の納付（入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。）をもつて再度の入札における入札保証金の納付が

あったものとみなす。

（くじによる落札者の決定）

第21条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

2 前項の場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者又は当該入札に立ち会わずくじを引くことができない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない法人職員がくじを引くものとする。

（入札結果の通知）

第22条 開札をした場合において、落札者があるときは、その者の氏名（企業の場合は、その名称）及び金額を、落札者がいないときにはその旨を、開札に立ち会った入札者に直ちに口頭で知らせる。この場合において、落札者となった者が開札に立ち会わなかったときには、その者に落札者になった旨を通知する。

（契約書等の作成）

第23条 落札者は、法人が指定する日までに契約書（契約書の作成を省略する場合にあっては、請書）を作成し、記名押印の上、設計図書を添えて提出しなければならない。

2 落札者が前項の期間内に契約書（契約書の作成を省略する場合にあっては、請書）等を提出しないときは、落札はその効力を失うことがある。

3 契約を締結するまでの間に、落札者が地方独立行政法人知多半島総合医療機構指名停止措置要領の別表第1から別表第4までの各号に掲げる措置要件のいずれかに該当することが明らかとなった場合は、契約を締結しないことがある。この場合、法人は一切の損害賠償の責を負わない。

（契約書等の作成の省略）

第24条 契約書の作成を省略する場合は、あらかじめ指名通知書又は入札の公表において指示する。

（契約の確定）

第25条 契約書を作成する契約にあっては、当該契約は、法人が落札者とともに契約書に記名押印したとき、請書による場合にあっては、落札者が請書に記名押印したときに確定する。

（入札保証金等の返還）

第26条 入札保証金（入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。以下本条において同じ。）は、入札終了後直ちにこれを還付する。ただし、落札者にあっては、契約を締結した後に還付する。

2 入札保証金の還付を受ける場合においては、領収証書等を法人に提出するものとする。

3 第1項ただし書の規定にかかわらず、落札者から申し出があった

ときは、当該入札保証金を契約保証金に充当することができる。

（入札保証金に対する利息）

第27条 入札保証金を納付した者は、入札保証金を納付した日からその返還を受ける日までの期間に対する利息の支払を請求することができない。

（入札保証金の没収）

第28条 入札保証金を納付させた場合において、落札者が契約を締結しないとき、当該落札者の納付に係る入札保証金（入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。）は、法人に帰属する。